

議案第 7 8 号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

大阪府内において、排水設備の工事に係る設計及び監督等を行う責任技術者の登録に係る事務に関し、大阪府下水道協会への一元化が図られることから、本市における責任技術者の登録に係る事務及び手数料を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市下水道条例(昭和 63 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (11) 責任技術者 大阪府下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)として登録を受け、及び下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けている者をいう。

第 8 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 専属の責任技術者を有すること。

第 8 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「及び責任技術者」及び「又は登録」を削り、「証書」を「指定工事店証」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前各項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

市は、次の表の左欄に掲げる手続の区分に応じ、同欄に掲げる手続の申請者から同表の右欄に掲げる手数料を徴収する。

指定工事店の指定(指定の更新を含む。)	10,000 円
指定工事店証の再交付(指定の更新を受けた際に指定工事店証の交付を受ける場合を除く。)	10,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 8 条第 2 項の規定により下水道排水設備工事責任技術者としての登録(以下「旧登録」という。)を受けている者は、改正後の第 2 条第 11 号の責任技術者とみなす。この場合において、当該責任技術者とみなされる者に係る同号の登録の有効期間は、この条例の施行の日におけるその者に係る旧登録

の有効期間の残余期間と同一の期間とする。

羽曳野市下水道条例 新旧対照表

新	旧				
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 省略 <u>(11) 責任技術者 大阪府下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)として登録を受け、及び下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けている者をいう。</u> 第3条～第7条 省略 (指定工事店) 第8条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき市長が指定する。 (1) 省略 <u>(2) 専属の責任技術者を有すること。</u> (3) 省略 2 指定工事店は、指定を申請し、<u>指定工事店証</u>の交付を受けなければならない。 3 <u>前2項</u>に定めるもののほか、指定工事店及び責任技術者に関する事項は、規則で定める。 (手数料) 第9条 <u>市は、次の表の左欄に掲げる手続の区分に応じ、同欄に掲げる手続の申請者から同表の右欄に掲げる手数料を徴収する。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>指定工事店の指定(指定の更新を含む。)</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>指定工事店証の再交付(指定の更新を受けた際に指定工事店証の交付を受ける場合を除く。)</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr> </table> 2 省略 以下省略	<u>指定工事店の指定(指定の更新を含む。)</u>	<u>10,000円</u>	<u>指定工事店証の再交付(指定の更新を受けた際に指定工事店証の交付を受ける場合を除く。)</u>	<u>10,000円</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 省略 第3条～第7条 省略 (指定工事店) 第8条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき市長が指定する。 (1) 省略 <u>(2) 専属の下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を有すること。</u> (3) 省略 2 <u>第1項第2号の責任技術者は、大阪府下水道協会が実施する試験に合格した者でなければならない。</u> 3 <u>指定工事店及び責任技術者は、指定又は登録を申請し、証書の交付を受けなければならない。</u> 4 <u>前各項</u>に定めるもののほか、指定工事店及び責任技術者に関する事項は、規則で定める。 (手数料) 第9条 <u>市は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手数料を、その申請者又は申込者から徴収する。</u> (1) <u>指定工事店(1件につき)</u> <u>ア 指定手数料 10,000円</u> <u>イ 更新及び再交付の手数料 10,000円</u> (2) <u>責任技術者(1件につき)</u> <u>ア 登録手数料 5,000円</u> <u>イ 更新及び再交付の手数料 5,000円</u> 2 省略 以下省略
<u>指定工事店の指定(指定の更新を含む。)</u>	<u>10,000円</u>				
<u>指定工事店証の再交付(指定の更新を受けた際に指定工事店証の交付を受ける場合を除く。)</u>	<u>10,000円</u>				